

平成28年6月

中札内村議会定例会会議録

平成28年6月7日（月曜日）

◎出席議員（8名）

1番	北嶋信昭君	2番	森田匡彦君
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長	田村光義君	教育長	上松丈夫君
農業委員会会長	道見文夫君	代表監査委員	木村誠君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	高島啓至君
産業課長	成沢雄治君	施設課長	火山副村長兼務
総務課長補佐	尾野悟里君	住民課参事	坂村暢一君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 高桑 浩君

◎農業委員会会長の委任を受けて出席した者

事務局長 産業課長兼務

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 大和田貢一君 書記 菊地 彩君

## ◎議事日程

日程第1		会議録署名議員の指名
日程第2		議会運営委員会の報告
日程第3		会期の決定
日程第4		諸般の報告
日程第5		町村議会議員研修会の参加について
日程第6		閉会中の所管事務調査について
日程第7		行政執行状況報告
日程第8	陳情第1号	地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める要請書
日程第9	陳情第2号	平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める要請書
日程第10	報告第2号	繰越明許費繰越計算書について
日程第11	議案第35号	中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第12	議案第36号	中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第13	議案第37号	中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第14	議案第38号	中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第39号	財産の取得について
日程第16	議案第40号	財産の取得について
日程第17	議案第41号	工事請負契約の締結について
日程第18	議案第42号	工事請負契約の締結について
日程第19	議案第43号	工事請負契約の締結について
日程第20	議案第44号	工事請負契約の締結について
日程第21	議案第45号	工事請負契約の締結について
日程第22	議案第46号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第23	議案第47号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第24	議案第48号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
日程第25	議案第49号	平成28年度中札内村一般会計補正予算について
日程第26	議案第50号	平成28年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について
日程第27	議案第51号	平成28年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日程第28	議案第52号	平成28年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第29	議案第53号	平成28年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

## ◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年6月中札内村議会定例会を開会したいと思います。

6月1日から、村の方も、それから議会の方もクールビズになっておりますので、それぞれネクタイがないという人もおりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それでは、ただちに本日の会議を開きたいと思います。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりでございます。

## ◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、4番中西議員と5番男澤議員を指名いたします。

## ◎日程第2 議会運営委員会の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会が終了し、報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

中井議会運営委員会委員長。

（中井康雄議会運営委員会委員長登壇）

○議会運営委員会委員長（中井康雄君） 議会運営委員会報告。

平成28年度中札内村議会6月定例会について、5月31日、全委員、副村長及び総務課長の出席のもとで、議会運営委員会を開催し、その運営について協議を行いましたので、内容をご報告いたします。

今定例会への村長提案は、報告が1件、議案が19件であり、報告は「繰越明許費繰越計算書」についてで、議案については、「条例の一部改正」が4件、「財産の購入及び工事請負契約の締結」が7件、「組合規約の変更」が3件、「一般会計及び特別会計の補正予算」が5件となっており、そのほか、行政執行状況報告がなされます。

また、議会提案等では、「諸般の報告」、「町村議会議員研修への参加計画」、「閉会中の所管事務調査通知」であり、請願等につきましては「陳情」4件が提出されており、その内2件は所管の総務厚生常任委員会に付託を予定し、残り2件については資料配布といたしました。

会期につきましては、本日から14日までの8日間であります。

一般質問は、3名から5問の通告があり、14日最終日に行う予定であります。

質の高い、政策論議となりますよう、お願いいたします。

以上、協議内容について、ご報告いたします。

○議長（高橋和雄君） 議会運営委員会の報告が終わりました。

### ◎日程第3 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第3、会期の決定を議題にいたします。

お諮りをいたします。

この定例会の会期は、本日から6月14日までの8日間にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から6月14日までの8日間に決定をいたしました。

### ◎日程第4 諸般の報告

○議長（高橋和雄君） 日程第4、諸般の報告をいたします。

3月定例会以降、閉会中における議会の活動状況と監査委員の例月出納検査報告書については、印刷したものをお手元に配布しましたので、了解を願いたいと思います。

### ◎日程第5 町村議会議員研修会の参加について

○議長（高橋和雄君） 日程第5、町村議会議員研修会の参加についてを議題にいたします。

局長より説明をお願いします。

○議会事務局長（大和田貢一君） それでは、議員研修会参加計画書についてご説明いたします。

赤ナンバー3番から5番が参加計画書でございます。

まず、赤ナンバー3番、町村議会議員研修会参加計画書ですが、中札内村議会会議規則第129条の規定に準じ、北海道町村議会議長会主催による北海道町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として、参加するものです。

目的は、議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は、全議員8名と議会事務局2名の計10名で参加するものです。

期日は、平成28年7月5日・6日の2日間、開催地は、札幌市で、札幌市コンベンションセンターで開催予定でございます。

次に、赤ナンバー4番をご覧ください。

同じく、十勝町村議会議長会主催による、十勝町村議会議員研修会に、閉会中における議員研修として、参加するものです。

目的は、議員の研鑽と資質の向上を図るためであり、参加者は、全議員8名と議会事務局2名の計10名で参加するものです。

期日は、平成28年10月31日、開催地は、幕別町で、百年記念ホールを会場として、開催される予定でございます。

次に、赤ナンバー5番をご覧ください。

同じく、北海道町村議会議長会主催による、議会広報研修会に、閉会中における議員研修として、参加するものです。

目的は、議会広報紙の編集技術向上と普及発展に資するためであり、参加者は、議会広報特別委員会委員4名と議会事務局2名の計6名で参加するものです。

期日は、平成28年8月22日・23日の2日間、開催地は、札幌市で、ポールスター札幌を会場として行われる予定でございます。

以上、研修会参加計画書の説明といたします。

**○議長（高橋和雄君）** 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

町村議会議員研修会の参加については、会議規則第129条の規定により、派遣承認することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、町村議会議員研修会の参加を、計画書の通り、派遣承認することは決定をいたしました。

## ◎日程第6 閉会中の所管事務調査

**○議長（高橋和雄君）** 日程第6、閉会中の所管事務調査を議題にいたします。

局長より説明をお願いいたします。

**○議会事務局長（大和田貢一君）** それでは、所管事務調査通知書についてご説明いたします。

赤ナンバー6番から9番までが、所管事務調査通知書でございます。

まず、赤ナンバー6番、所管事務調査通知書ですが、総務厚生常任委員会と産業文教常任委員会による調査で、会議規則第73条の規定により、両委員長から議長に通知を行うものです。

調査の事項は、両委員会による所管事務調査であり、目的は、村内各施設の運用・活用状況及び各事業の執行状況の調査のため、現地調査を行うものです。

方法は、両委員会の合同調査であります。

期間は、調査完了するまでとし、随行・説明は、各担当課職員及び議会事務局員に同行を求めるものです。

次に赤ナンバー7番の、所管事務調査通知書ですが、産業文教常任委員会による、村内における農作物作況調査で、人員は、委員会委員5名、期間は、平成28年9月上旬といたします。

また、この調査は、農業委員会との合同調査を予定しております。

次に赤ナンバー8番の、所管事務調査通知書ですが、総務厚生常任委員会の所管事務に係る村内の行政推進状況の調査を行うもので、調査期間は、調査完了するまでであります。

次に赤ナンバー9番の、所管事務調査通知書ですが、産業文教常任委員会の所管事務に係る村内の行政推進状況の調査を行うもので、調査期間は、調査完了するまでであります。

以上で、各常任委員会の所管事務調査通知書の説明といたします。

**○議長（高橋和雄君）** 説明が終わりました。

お諮りをいたします。

閉会中における所管事務調査として通知がありました総務厚生常任委員会及び産業文教常任委員会の調査については、会議規則第73条の規定により、これを承認することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長(高橋和雄君)** 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の所管事務調査を通知書の通り承認することは決定をいたしました。

## ◎日程第7 村政執行状況報告

**○議長(高橋和雄君)** 日程第7、行政執行状況報告について、村長と教育長から申し出がありますので、これを許します。

はじめに、田村村長、お願いをいたします。

(田村光義村長登壇)

**○村長(田村光義君)** 定例会の開会に当たり、3月以降の村政執行状況の主なものについてご報告申し上げます。

以下、所管別に報告させていただきますが、一部印刷を持って配布させていただいておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

はじめに、総務課所管事項について申し上げます。

総務グループについてですが、職員研修では、今年度採用の職員を対象とした「新任職員等研修会」を、4月26日から2日間の日程で行いました。1日目はまちづくり計画、重点施策、各課の業務などについて各課長及び総務課職員が講師となり、2日目は「十勝定住自立圏広域研修」で開催された接遇研修に参加しております。

分譲地ノースビレッジ興農については、2区画の申し込みがあり、残りは1区画となりました。

4月1日から運用が開始された「とがち広域消防事務組合」についてですが、村政執行状況報告資料の「救急車出動状況」19件のうち、市町村境界を越えた出動は2件あり、到着時間の短縮を図っております。

次に、企画財政グループについてですが、昨年度の「地方創生加速化交付金」に続き、今年度に創設された「地方創生推進交付金」を活用し、地方創生の取組みを深化させるため、地方版総合戦略に位置付けられている「村の魅力ブランド化事業」及び「食と健康づくり事業」について、当初予算で計上した以外で拡充させる事業を、今回の補正予算に計上しております。

第1回行政区長会議は、4月11日に開催し、委嘱状の交付及び28年度村政執行の基本方針、予算概要などについて説明し、行政運営全般に関する意見や提言をいただいております。

次に、住民課所管事項について申し上げます。

住民グループについてですが、乳幼児等医療費助成関係では、小・中学生に係る助成方法の変更については、4月中旬に制度改正の案内と受給者証交付申請書を保護者に送付し、その後、各学校の参観日に担当者が出向き、出席された保護者の皆さんに改正の概要について説明をしております。

なお、6月から使用する受給者証は5月末までに送付を終了しております。

次に、衛生関係では、「クリーン中札内」空き缶回収活動については、5月14日にスポーツ少年団を含む96名の村民の皆さんに参加いただき、中札内地域については、道道中札内インター線及び東4線道路など、上札内地域については、道道清水・大樹線で実施しております。

また、4月と5月の2回、飼い犬の狂犬病予防接種を村内21カ所で実施し、178頭の飼い犬がワクチン接種を終えております。

次に、福祉課所管事項について申し上げます。

福祉グループについてですが、平成27年度補正予算を繰り越しして実施する「年金生活者等支援臨時福祉給付金」は、低所得の高齢者を対象に支給するもので、昨年度に実施した臨時福祉給付金支給対象者のうち、平成28年度中に65歳以上となる方を対象に、給付額一人あたり3万円の支給申請受付を5月2日から6月30日までの期間で実施しており、これまで290世帯386名からの申請を受けています。

更別村温泉利用券の助成については、40名の方へ入浴券を発行しております。

次に、保健グループについてですが、各種健診では、国保特定健診、後期高齢者の健診、がん検診などの申し込みを5月20日まで受け付け、延べ281名の申し込みを受けております。

巡回健診を6月9日から13日まで上札内交流館と保健センターの2会場で実施し、健診による疾病の早期発見と予防に努めてまいります。

脳ドックについては、検診機関と調整ができましたので、定員枠50名による受付を、5月9日から開始しております。

地場産野菜の健康効果や栄養バランスのとれた野菜料理の普及により、村民の食生活改善を目的として進める「七色献立プロジェクト」ですが、8月下旬に開催予定の料理講習会に向けて、農協青年部による事業協力を得ながら、地場の食材提供に関する打合せなど準備を進めております。

次に、保育園関係についてですが、保育園は、4月1日に入園式を行い、中札内きらきら保育園は、137名で新年度を迎えましたが、5月末現在では3歳未満児36名、3歳児30名、4歳児45名、5歳児31名の計142名の入園となっております。

上札内保育園は10名で新年度を迎え、5月末現在で11名の入園を行っています。

子育て支援対策として実施している保育料の負担軽減は、4月に両保育園に入園した147名の園児のうち、第2子が50名、第3子以降が34名、合わせて84名になっており、保育料に換算して1,785万7,000円を軽減しております。

国の子ども・子育て支援新制度による「幼児教育の段階的無償化」に向けた取り組みですが、多子世帯・ひとり親世帯等に対する保育料の軽減強化を目的に、保育所条例の一部改正を本定例会に提案しております。

次に、産業課所管事項について申し上げます。

農業関係では、5月8日の強風により、てん菜に一部まき直しがありましたが、小麦については例年より5日程度生育が進んでいる状況で、その他の作物も天気恵まれ順調な生育となっており、今後も好天に期待し、順調な生育を願っているところです。

食育・地産地消では、中札内産食材の地産地消と、食の推進パートナー登録制度の普及や利用店舗の拡大を目指して、「粋匠品・食の応援団のお店スタンプラリー」を6月から実施しております。

村営牧場の夏期放牧を5月18日から実施し、昨年よりも91頭多い1,157頭の受け

入れを行っております。

林業関係では、村有林整備工事として、植栽5.36ヘクタールの発注を行っております。

観光関係では、4月29日に札内川園地のオープンを行いました。当日は降雪のためニジマスの放流は中止しております。

道の駅では、4月の集客数及び売上額が前年を下回りましたが、5月のゴールデンウィークは多くの来場をいただき、今年度から指定管理者になりました観光協会が、5月3日～5日の3日間、新たに作製したピータングッズの販売を行うなどピータンを活用した観光PRに努めております。

また、テナント会による自主的な清掃活動やピータンを活用したイベントなども開催され、道の駅の魅力向上に取り組んでおります。

中札内村観光協会は、6月1日より役場産業課内から道の駅豆資料館に事務所を移転し業務を開始しております。

次に、施設課所管事項について申し上げます。

定住促進関係では、中札内スタイル住宅奨励で2件の認定を行い、民間賃貸住宅家賃助成では、4月1日現在で42件の継続認定を行うとともに、新規対象者の受付を随時行っております。

村営住宅関係では、公募住宅で1件、随時募集住宅で6件の入居を決定しております。

公園管理関係では、例年より早い融雪を考慮して管理作業を行い、公園施設の供用を開始しております。

道路維持関係では、道路路面清掃春季分を終了し、管渠清掃や舗装補修を随時行っております。

工事等の発注関係では、ときわ野第4次分譲地水道新設工事及び下水道新設工事、村民プール建設電気設備工事、村道協和39号道路路盤改修再生工事、新生・元更別東1線道路舗装補修工事、橋梁長寿命化事業中島新橋橋梁改修工事、泉団地ストック改善工事などの発注を行っております。

ときわ野第4次分譲地造成団地内道路改良舗装工事、村民プール建設建築主体工事及び機械設備工事、ファミリースポーツセンター改修工事、泉団地ストック改善工事は、議決案件として、本定例会に議案を提出しております。

以上、主要事項について申し上げ、報告に代えさせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、上松教育長、お願いします。

（上松丈夫教育長登壇）

**○教育長（上松丈夫君）** 定例会の開会にあたり、3月村議会定例会以降の教育委員会所管事項の主なものについてご報告させていただきます。

はじめに、新年度各小・中学校の状況であります。平成28年度学校別児童・生徒数は、中札内小学校が12学級200人で、前年比8人の増加、上札内小学校が5学級18人で前年比一人の増加、中札内中学校が6学級87人で、前年比17人の減少で、新入学児童37人、生徒27人を迎え、4月8日に入学式を行いました。

また、新たな7人の教職員を迎え入れ、平成28年度の学校教育活動を開始しております。

今年度の全国学力・学習状況調査は、4月19日に小学校6年生と中学校3年生を対象に、国語・算数、数学の2科目で実施されました。



この調査結果を各学校及び学力・体力向上サポート委員会で分析・考察し、概要と学校・家庭・地域で取組むことをまとめ、公表するとともに、授業の改善や家庭教育の充実に向けた取組みを進め、児童生徒の確かな学力の向上に努めてまいります。

教育行政執行方針で本年度導入を掲げたコミュニティ・スクール（学校運営協議会）について、5月20日に各小中学校の教頭、コミュニティ・スクール担当教諭、教育委員会による1回目の検討会議を開催しました。

今後検討を重ね、保護者や地域住民、関係者に理解を深めていただくためのフォーラム等を開催し、2学期中の導入を目標として準備を進めています。

就学援助ですが、保護者が入院等で家を空けなければならない場合においても小中学校への通学が可能な支援を行うことによって、児童生徒の安全確保と学習の遅れや不登校を防ぐことを目的として、中札内村要保護及び準要保護児童生徒就学援助認定要綱を改正し、対象費目に保護費を追加して宿泊料等を援助することとし、今回の補正予算に計上しております。

次に、社会教育の状況ですが、ポロシリ大学は、新入生二人を迎え、学生数82人で4月22日に入学式を行い、定例授業やクラブ活動を始めております。

中札内小学校PTAの長年の活動が、学校教育や地域社会教育に貢献したとして、平成28年度北海道PTA連合会会長表彰の受賞が決まりました。

中札内村体育連盟では、昨年からの組織の存廃について協議していましたが、5月20日に開催された総会で解散を決定し、57年の歴史に終止符を打ちました。

体育連盟が担ってきた事務、債務、簿冊は教育委員会が引き継ぐことになりました。

野外施設の使用開始状況ですが、融雪が早かったことから例年より数日早く、総合運動公園は4月23日に、上札内パークゴルフ場は4月29日にオープンしました。

村民栄誉賞受賞スポーツ選手のメモリアルコーナーについてですが、石澤志穂さん、押切美沙紀さんにお会いした機会に趣旨をお話しし、設置することに対してご承諾をいただきました。

今後、展示品のご相談をさせていただいて、年度内に設置したいと考えております。

以上、主要事項について申し上げ報告に代えさせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** これで行政執行状況の報告は終わりました。

**◎日程第8 陳情第1号 地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める要請書**

**◎日程第9 陳情第2号 平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める要請書**

**○議長（高橋和雄君）** この際、日程第8、陳情第1号、地方財政の充実・強化を求める意見書の採択を求める要請書、日程第9、陳情第2号、平成28年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の採択を求める要請書の2件を一括して議題にいたします。

ただいま議題となっております陳情第1号及び陳情第2号の2件については、会議規則第92条第1項の規定により、所管の総務厚生常任委員会に付託をいたします。

なお、この陳情の委員会審査は、この会期中に終了し、報告を願います。

**◎日程第10 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について**

○議長（高橋和雄君） 日程第10、報告第2号、繰越明許費繰越計算書についてを議題にいたします。

地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書の報告を求めます。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 報告案件の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成27年度に一般会計補正予算で繰越明許費の追加を行った各事業について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、繰越明許費繰越計算書を調製し、報告するものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、ご理解くださいますようお願い申し上げます、報告といたします。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

議案書の2ページをお開きください。

繰越明許費の計算書です。

事業名2段目のコミュニティバス購入事業は、平成27年12月定例会一般会計第7号補正で、繰越明許費の追加を行い、そのほか、平成28年3月定例会におきまして、一般会計第9号補正で繰越明許費の追加を行った情報セキュリティ強化委託事業、十勝アウトドアブランディング事業など、地方創生加速化交付金事業に係る事業など計11事業については、平成28年度に渡って事業が実施されることから、その事業費の全額、20億3,625万4,000円を平成28年度に繰り越しております。

事業については、各定例会で議決をいただいている事業でございますので、内容は省略させていただきます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 説明が終わりました。

この繰越明許費繰越計算書については、報告済みといたします。

## ◎日程第11 議案第35号 中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定について

○議長（高橋和雄君） 日程第11、議案第35号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、現下の経済情勢等を踏まえ、経済の好循環を確実なものとする観点から、固定資産税に係る課税標準の特例措置の創設及び税負担軽減措置等の整理合理化など、地方税法等の一部を改正する法律が平成28年3月31日に公布されたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、山崎住民課長、お願いします。

○住民課長（山崎恵司君） それでは補足して説明させていただきます。

黒ナンバー 1 1 番、議案関係資料 1 ページをお開きください。

村税条例等の一部を改正する条例の改正概要により、説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法と一部改正に伴い、村税条例の一部改正及び平成 2 7 年に改正した一部改正条例の一部改正を行おうとするものであります。

まず、第 1 条改正で、村税条例の一部改正関係ですが、1 点目として、組織の統廃合により新たに設立された独立行政法人等が、統廃合前に受けていた固定資産税に係る非課税措置や課税標準の特例措置について、引き続き同様の措置を受けることができるよう、地方税法が改正されたことに伴う改正となっております。

次に、2 点目として、再生可能エネルギー、発電設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置へのわがまち特例の導入です。

わがまち特例とは、国が一律定めていた内容を地方自治体が自主的に判断し、条例で決定できるようにする仕組みのことで、地方税法では、標準的な割合及び上限・下限の範囲を定め、その範囲の中で自治体が条例で決定することができます。

今回の改正では、平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までに新たに取得された設備で、太陽光発電及び風力発電設備については、課税標準の 3 分の 2、水力発電、地熱発電、バイオマス発電設備については、課税標準の 2 分の 1 とする改正となっております。

次に、3 点目として、省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を 2 年延長するとともに、対象費用の算出方法を変更する改正であります。

次に、資料 2 ページの上段、第 2 条改正です。

村税条例等の一部を改正する条例の一部改正関係ですが、これは昨年 1 2 月定例会において改正したたばこ税の紙巻たばこ 3 級品に係る経過措置について、地方税法の追加改正により、参照条項の改正を行うものであります。

次に、その他ですが、行政不服審査法の改正に伴う文言修正及び地方税法改正に伴う参照条項の繰り下げを行っております。

最後に、施行日ですが、本条例は交付の日から施行し、適用を平成 2 8 年 4 月 1 日からとしております。

また、固定資産税に関する部分の改正について、それぞれ経過措置を規定しております。

資料の 3 ページから 1 0 ページにかけて、新旧対照表を添付させていただいておりますので、参考にご覧いただきたいというふうに思います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第 3 5 号に対する質疑を行います。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第 3 5 号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論がないようですので、討論も終わらせていただきます。

議案第35号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の制定についてを表決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第12 議案第36号 中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(高橋和雄君) 日程第12、議案第36号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が公布され、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額の限度額が引き上げられたこと及び低所得者に係る軽減措置の拡充が行われたことに伴い、本条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を、山崎住民課長、お願いします。

○住民課長(山崎恵司君) それでは補足して説明させていただきます。

黒ナンバー11番、議案関係資料11ページをお開きください。

国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正概要に基づき、説明させていただきます。

今回の改正は、地方税法施行令等の一部を改正する政令が、4月1日に施行されたことに伴うもので、まず、1点目の課税限度額の引き上げについてですが、課税限度額については、平成27年度に基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額、介護納付金課税額の3区分で引き上げが行われておりますが、28年度についても、基礎課税額と後期高齢者支援金等課税額をそれぞれ2万円引き上げようとするものであります。

次に、2点目の低所得者に係る軽減措置の拡充についてですが、これは地方税法703条の5及び同法施行令第56条の89に基づき、条例で規定している軽減措置で、所得に応じて均等割りと平等割りを、7割、5割、2割軽減する仕組みで、今回の改正では、5割軽減については、被保険者数に乗じる基準額を、26万円から26万5,000円に。

2割軽減については、47万円から48万円に引き上げることで、軽減判定所得をそれぞれ引き上げ、軽減対象者の拡充を図るものであります。

施行日ですが、本改正条例は交付の日から施行し、平成28年4月1日から適用となりますが、27年度分までの国民健康保険税については、改正後もなお従前の例によることとしております。

資料の12ページから13ページに新旧対照表を添付させていただいておりますので、参考にご覧いただきたいと思います。

なお、過日、国民健康保険運営協議会が開催され、本改正案について承認いただいておりますことをご報告させていただきます。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

これから、議案第36号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** それでは、1点お聞きをいたします。

それぞれ、基礎課税額、あるいはまた、後期高齢者の支援金等課税額2万円の増ということでございますが、これらの増えることによって、対象となる世帯、あるいは増える税額ですか。

6月賦課ですから、もう計算済んでいるのかなというふうに思いますので教えていただきたいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎住民課長。

**○住民課長（山崎恵司君）** 課税限度額の引き上げの関係ですが、28年度の賦課は、現実的には、計算上はありますが、まだその集計処理は終わっておりませんので、今手元にある資料の中では、前年度、つまり26年の収入をベースに27年度を賦課したものを、推計の基礎資料として推計したものがございます。

仮計算したのですが、限度額が引き上げられることによって、これまで超過となっていた課税世帯については、超過部分が少なくなるということになりますので、税額については増額となります。

その分を、この推計をしたところ、約200万円程度ということで推計をしております。

世帯数ですが、医療分、基礎分、支援分を合わせて22世帯分がこれまで超過していた世帯であるのが超過しなくなって、課税限度額ないと、つまり増えるということになります。

**○議長（高橋和雄君）** よろしいでしょうか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** わかりました。

それで、私も村のホームページでいろいろこの辺の改正前、改正後調べていたら、村のホームページが、平成27年度改正52万円にしているのですが、村ホームページ自体が限度額51万円の、もう1年以上古い数値になっているのですね。

村民も見ている方もおられますので、ぜひ、改正が終わったら速やかに改正することをご配慮をお願いします。

ほかの分野、村政全般に渡ってのホームページはわかりませんが、緊張感持って、最新のホームページに今後努めていただきたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎住民課長。

**○住民課長（山崎恵司君）** ご指摘の通り、ホームページの改正部分については、その制度を改正した内容で修正をしていくべきというふうに私も思っておりますので、その辺の確認行為をして、特に税の関係については、その具体的内容、毎年のように改正が行われるものですから、そういった部分についてきちんと見直しをして修正をしたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** そのほか、ご質問ございませんか。

よろしいですか。  
それでは質疑なしと認めます。  
質疑を終わります。  
議案第36号に対する討論を行います。  
討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第36号、中札内村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを  
決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第37号 中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第14 議案第38号 中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定  
について

○議長(高橋和雄君) 日程第13、議案第37号、中札内村保育所条例の一部を改正す  
る条例の制定について、日程第14、議案第38号、中札内村立へき地保育所条例の一部  
を改正する条例の制定についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご  
説明申し上げます。

本案件は、「子ども・子育て支援新制度」の実施に伴い、幼児教育の段階的無償化を目的  
とした「多子世帯・ひとり親世帯等への保育料軽減の強化」を行うため、国の「子ども・  
子育て支援法施行令」並びに「子ども・子育て支援法施行規則」が一部改正され、本年4  
月1日より施行となりました。

これに伴い、現行保育料の負担軽減措置を国の基準に準じて拡大する必要があることか  
ら、現行条例の一部を改正しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明を申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くだ  
さいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を、高島福祉課長、お願いします。

○福祉課長(高島啓至君) それでは、補足説明をさせていただきます。

黒ナンバー11番、議案関係資料の14ページをお開きください。

改正いたします具体的な内容につきましては、両保育所条例の改正概要を使い、説明さ  
せていただきます。

国の子ども・子育て支援新制度による多子世帯並びにひとり親世帯等への保育料軽減の  
強化の概要についてですが、基本的には、年収が360万円未満相当の所得階層としては

比較的低い位置に属する多子世帯並びにひとり親世帯を対象とした改正となります。

この年収360万円未満を住民税で換算しますと、ひとり親世帯では、住民税所得割額が7万7,101円未満。

多子世帯にあつては、5万7,700円未満となる世帯を対象に、保育料の軽減強化を図るもので、これに合わせ、本村の関係条例である中札内村保育所条例並びに中札内村立へき地保育所条例の一部を改正しようとするものです。

まず、ひとり親世帯についてであります。資料中段の中札内きらきら保育園の保育料に係る別表1、備考4の軽減額表を掲載しておりますけれども、これを例に説明させていただきます。

これまでは、第2階層の保育料を無料とするほか、第3階層につきましては、上段、現行の欄に記載する通り、一般世帯より1,000円ほど保育料を減額し、負担軽減を行ってきたところでは、

また、ひとり親世帯などであっても、第3階層の上限度である4万8,600円を超える住民税所得割の場合は、一般世帯と同額の保育料を負担いただいているところであり、

改正点としましては、大きく2点ありまして、現在、第3階層までの軽減額表に、住民税所得割額7万7,101円未満を対象とした第4階層を新たに追加し、軽減の枠を拡大する改正を行います。

2点目として、軽減額表の各階層下段に、改正後として記載しておりますが、第3、第4階層の保育料負担額を現行の半額とし、さらに軽減を図ろうとした改正となります。

なお、ここで示している金額は、ひとり親世帯等における第1子目の保育料負担額となります。

次に、多子世帯についてであります。改正点はこちらも2点となります。

まず、一般世帯では、住民税所得割額が5万7,700円未満となる世帯。

ひとり親世帯等については、7万7,101円未満の世帯を対象として、多子を安定する年齢制限を撤廃する改正となります。

四角で囲ってある部分ですが、これは国の法令で定められている多子判定を行うこの範囲を開設するものですが、参考として計算しております。

2点目といたしましては、多子の判定がされ、併せて、ひとり親世帯などの場合を想定したものであります。同様に7万7,101円未満の住民税所得割額である場合においては、第2子以降の保育料を無料とする改正となります。

本村では、従前より対象世帯の所得額やひとり親世帯であるかどうかにかかわらず、18歳までの交付をする場合において、第2子が半額、第3子以降は無料とした保育料の多子世帯軽減を実施していることから、この改正により、保育料の軽減対象となる世帯はごくわずかとなる見込みであります。

また、へき地保育所条例につきましても、設定する基準額、保育料は異なりますが、同様の考え方により、条例を一部改正するものです。

資料17ページをご覧ください。

へき地保育所条例新旧対照表、左側上段の改正前、第5条第1項、下線の但し書き部分ですけれども、こちらは多子世帯に関する条文となっておりますけれども、中札内村保育所条例の内容と統一を図るため、18ページの右側、改正後の別表1、備考5へ一部文言を改め、移行する改正を併せて行わせていただいております。

なお、二つの条例の一部改正は、平成28年4月1日から適用し、年度当初の4月分の保育料より対象といたします。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第37号、議案第38号、これらの2件を一括して質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** それでは1点確認させていただきます。

今回のこの条例の改正によって、村のこれまで独自の施策としてやっていた保育料の減免措置なのですが、その分の村としての負担額が減るといようなことにはつながっていくのでしょうか。

国としての施策として、これまで村が独自でやっていた部分の補てん的なものなのでしょうか。

そういったものというのは発生して、幾らか村の負担分が減ったりするのでしょうか。

そういった数字がもしあれば教えていただければと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 高島福祉課長。

**○福祉課長（高島啓至君）** 国から入ってくるお金につきましては、交付税措置ということになっていまして、具体的に金額にして、ちょっと今お示しするわけにはいかないのですが、村の方については、先ほど説明でも申し上げた通り、若干と申しましたけども、27年度の住民税の課税で1世帯だけが対象になるということで把握しているところです。

ですので、その世帯分、減額になった分は村の方が負担するという形になります。

**○議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 何か、関係する世帯1世帯ということだからあまり変わらないのかな。

当初予算書ちょっと見ますと、常設保育所負担金1,977万6,000円という数字が当初予算に計上されているのですが、ここら辺の保育料負担軽減の拡大によって、この辺の数字がどういうふうに動いていくのかなという気がしておりますので、1世帯だったらほとんど変わらないのかな。

その関係と、あと、上札内保育園のこれも手数料ということですけども、若干変わるのかどうか。

その2点について教えていただきたいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 高島福祉課長。

**○福祉課長（高島啓至君）** 今回補正に挙げていませんけども、予算自体は確定するまで動かさないつもりであります。

当初予算で組んでいる部分ですけども、軽減分ということで、若干、先ほど申し上げた1世帯だけ増えますけども、この世帯、具体的に申し上げますと、1世帯で3歳以上児が2名いる世帯がとりあえず対象になるという把握をしております。

この世帯ですけども、母子世帯であり、1子目が8,000円、2子目が半額の4,000円、月額で1万2,000円を負担いただいている世帯が、今の改正により、1子目が半額になるということで4,000円、2子目は無料ということなので、1万2,000円から4,000円に変わるという形となります。

大きくは予算にそれほど影響した改正でないというふうに考えております。



へき地保育園に関しては、該当世帯はありません。

○議長（高橋和雄君） そのほか質疑ありませんか。

よろしいですか。

質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。

討論に入ります。

議案第37号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第37号、中札内村保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを表決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

議案第38号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第38号、中札内村立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを表決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は、原案のとおり可決されました。

15分まで休憩とします。

休憩 午前11時02分

再開 午前11時15分

○議長（高橋和雄君） 皆さんお揃いになりましたので、休憩前に引き続き会議を開きたいというふうに思います。

これからの審議のためということで、村の方からプールに関する配置図等が配られておりますので、それぞれ参考にしていただければなというふうに思います。

それでは審議に入らせていただきます。

## ◎日程第15 議案第39号 財産の取得について

○議長（高橋和雄君） 日程第15、議案第39号、財産の取得についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

(田村光義村長登壇)

**○村長（田村光義君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、農村情報防災行政無線のデジタル戸別受信機を購入するもので、6月2日に指名競争入札を行った結果、1,529万2,800円で株式会社キロコ電気が落札しましたので、売買契約を締結しようとするものであります。

詳細につきましては、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明を、阿部総務課長、お願いします。

**○総務課長（阿部雅行君）** 補足説明を申し上げます。

議案12ページと併せて、議案関係資料19ページをお開きください。

農村情報防災行政無線戸別受信機購入業務、デジタル戸別受信機240台を購入するもので、5社により入札を行いました。

落札業者は、株式会社キロコ電気で、予定価格1,550万160円に対し、最低価格は1,529万2,800円で、落札率は98.66%であります。

今年度設置する地区は、北1区、南1区、2区の世帯を予定しております。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

質疑を行います。

議案第39号に対する質疑をお願いいたします。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 1点、聞きたいのですが、今内容についてはそれぞれ説明がありましてわかりました。

それで、240台入れるのに、ここに記載の通り納入期限が来年の2月28日ということでえらい長いのですが、村としてぜひ、北1区、南1区、2区の人、予算付けて早く配置することが一番効率的だというふうに思うのですが、ここら辺については、具体的に村の方で煮詰めて入札を回っているのかどうか。

そこら辺の経過について、教えていただきたいなというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 阿部総務課長。

**○総務課長（阿部雅行君）** 戸別受信機につきましては、これまでも納入してきておりまして、随時、入札決定後発注という形を取っております。

台数も240台と多いことですので、納期まではこのぐらいかかります。

ただし、今設置している戸別受信機が使えないというわけではございませんので、その辺は、各世帯迷惑はかけていない状況で進めているかなと思っております。

ただ、質問あった通り、早く設置した方がよろしいかと思っておりますので、できるだけ納入された分は順次交換設置、換えてきております。

ただ、2月末というのはあくまで長く見ておりますので、納品され次第、地域ごと順次換えていくような形を取っております。

**○議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** その辺わかるのですが、一般的に考えて、240台ということであつと数も多いのでしょうか、今の時代的に、2月ですから9カ月もかからない

ような気がしますので、今後、そんな努力も私は必要でないのかなというふうに思いますので、そんなことも検討していただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

そのほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

討論を行います。

議案第39号に対する討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第39号、財産の取得についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第16 議案第40号 財産の取得について

○議長（高橋和雄君） 日程第16、議案第40号、財産の取得についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨について、ご説明申し上げます。

本案件は、平成21年度に導入しました学校パソコンのサポート期間終了に伴い、北海道市町村備荒資金組合の譲渡事業により更新しようとするものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明申し上げます。

議案13ページと併せて、議案関係資料20ページをご覧ください。

購入しようとするのは、小中学校3校の教育用コンピュータ機器で、北海道市町村備荒資金組合の防災資機材譲渡事業により購入するもので、村が備荒資金組合に委任され、1社辞退があり、4社により指名競争入札を行いました。

この結果、4,158万円をもって、株式会社曾我が落札したものです。

この金額に、備荒資金組合が定める金利0.1%を加え、平成32年度までの債務負担行為によって取得しようとするものです。

予定価格は4,318万8,984円で、落札率は96.27%であります。

契約の相手方は、北海道市町村備荒資金組合となります。

また、購入パソコンは、児童生徒一人1台使用できるように、中小では、職員、特別支

援教室合せて67台、上小は、同様に合せて18台、中中は、合せて68台です。

なお、中学校生徒と各学校特別支援教室はタブレット型パソコンを配置いたします。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第40号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 1点確認させていただきます。

現在学校で使われているパソコン等の納入業者はどこで、今回、曾我というのは新たな業者さんなのか。

アフターですね、メンテナンスの面で十分信頼置けると思うのですけれども、そういったノウハウすでに持っていらっしゃるのか。

その点ちょっと確認させてください。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 今回の落札業者、株式会社曾我ですね。

現在使っているパソコンについても、6年前ですか、同じ業者から納入したもので、これまでサポートしていただいておりますので、新しいパソコンに切り替わった後も適切なサポートを受けられると考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ございませんか。

5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） 今、それぞれの学校に、中中でしたら一人1台ずつというような配置をするということの報告がありましたけれども、この生徒の人数が変わることによって、増えたらまた追加して購入をしていって、必ず生徒一人に対して1台という考え方でこれからは進んでいくのでしょうか。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 今後、小学校においては40人を超える学年が出てくるのが予測されて、その時点で必要な台数については確保したいと考えております。

○議長（高橋和雄君） そのほか質疑ございませんか。

よろしいですか。

それでは、これで質疑を終わりたいと思います。

議案第40号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

議案第40号、財産の取得についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第17 議案第41号 工事請負契約の締結について

○議長（高橋和雄君） 日程第17、議案第41号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、ときわ野第4次分譲地造成団地内道路改良舗装工事を、平成28年10月20日までの工期で実施しようとするものであり、6月2日に指名競争入札を行った結果、1億130万4,000円で永井工業株式会社が落札しましたので、工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明申し上げます。

併せて、議案関係資料21ページをお開きください。

ときわ野第4次分譲地造成団地内道路改良舗装工事は、6社により入札を行いました。

落札業者は、永井工業株式会社で、予定価格1億149万8,400円に対し、最低価格は1億130万4,000円で、落札率は99.81%であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） これで提案理由の説明を終わります。

議案第41号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第41号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第41号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第42号 工事請負契約の締結について

◎日程第19 議案第43号 工事請負契約の締結について

○議長（高橋和雄君） 日程第18、議案第42号、工事請負契約の締結について、日程第19、議案第43号、工事請負契約の締結についての2件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

(田村光義村長登壇)

**○村長（田村光義君）** ただいま、一括上程議題に供されました、工事請負契約の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、中札内村村民プール建設建築主体工事及び機械設備工事を、平成29年2月10日までの工期で実施しようとするものであります。

6月2日に指名競争入札を行った結果、建築主体工事は3億5,964万円で宮坂建設工業株式会社が、機械設備工事は9,687万6,000円でフジ・昭和熱器経常建設共同企業体が落札しましたので、工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明を、阿部総務課長、お願いします。

**○総務課長（阿部雅行君）** 補足説明申し上げます。

併せて、議案関係資料22ページをお開きください。

中札内村村民プール建設建築主体工事は、6社により入札を行いました。

落札業者は、宮坂建設工業株式会社で、予定価格3億7,022万4,000円に対し、最低価格は3億5,964万円で、落札率は97.14%であります。

続きまして、議案第43号、中札内村村民プール建設機械設備工事、議案関係資料は23ページになります。

この工事につきましても、6社により入札を行いました。

落札業者は、フジ・昭和熱器経常建設共同企業体で、予定価格1億1,165万400円に対し、最低価格は9,687万6,000円で、落札率は86.77%であります。

先ほど配布いたしました配置図、平面図、立面図を参考にご覧いただきたいと思います。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第42号、議案第43号の2件を一括して質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

質疑がないようですので、質疑を終わりたいと思います。

次に、議案第42号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第42号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は、原案のとおり可決されました。

議案第43号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第43号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第20 議案第44号 工事請負契約の締結について

○議長（高橋和雄君） 日程第20、議案第44号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 本案件は、ファミリースポーツセンター改修工事を、平成28年12月20日までの工期で実施しようとするものであり、6月2日に指名競争入札を行った結果、1億5,530万4,000円で株式会社ネクサスが落札しましたので、工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

併せて、議案関係資料24ページをお開き願います。

ファミリースポーツセンター改修工事は、6社により入札を行いました。

落札業者は、株式会社ネクサスで、予定価格1億5,653万5,200円に対し、最低価格は1億5,530万4,000円で、落札率は99.21%であります。

工事概要につきましては、議案関係資料に記載の通り、耐震改修工事、アスベスト除去工事、内部改修工事などを行ってまいります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第44号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 工期なのですけれども、以前何かの機会に聞いたときに11月20日ぐらいまでとちょっとお聞きしたのですけれども、これ見ますと12月20日までの予定なのですけれども、もし12月まで入るということになると、毎年行っている収穫感謝祭あたりが体育館でできないのかなというふうに思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 工事が、資料の概要ご覧になっていただくと、耐震改修のほか、アスベストの除去、特に囲いながらやるという工事ですとか、トレーニング室の床の張替

え、これは一遍にできないということもありまして、順次やっていくことによりまして、工期が少し長くなるということです。

毎年11月23日に開催されております収穫感謝祭につきましては、2階のトレーニング室ほかほぼ全館使われるということから、会場については、この村民体育館を使うことは厳しいのではないかなと考えておりまして、その他の施設としまして、交流の杜の体育館などの使用を考えております。

○議長（高橋和雄君） 6番宮部議員。

○6番（宮部修一君） 例年使っていた体育館が使えないということなので、場所を移動してやらなければならないということであれば、農協の方にも早めに連絡をして、その辺打合せをしておいた方がよろしいのではないかなというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 調整をしたいと思います。

すでに広報では、体育館が使用できないということでお知らせをしているところですので、具体的に代替施設の相談なんかも受けたいと思いますので、相談したいと思います。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） ちょっと今の論議聞いていて、私もちょっと質疑したいのですが、今言われる通り、村民の利用ということで、6月から11月という当初予算審議のときに説明あったわけですね。

それを今言われた通り、12月20日ということで1カ月延ばしているのですけどね。

特に一般の利用客も当然そうなのですが、大きい利用ということで、農協さんが主体となる収穫感謝祭等があるわけですから、これから話すことでなくて、こういう問題については事前に農協さんと協議する中でもっと詰めていかないと、単なるこの工事について、いろいろ期間が延びるからとそういうことで12月20日までにしたのでしょうか、何か形式的な形で執行しているやに聞こえます。

よりまして、今申し上げた通り、ぜひ関係する、村民全体はみんな関係するのですが、今の農協さんについては、特にそういった大行事というのですか、まだ知らないということですから、今後、十分事前協議する中で、こういう入札執行に当たっていただきたいと、このように思います。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 今後、イベントの利用だけではなくて、定期的にトレーニング室などを使われている団体とも協議の場を設定することにしておりますので。

特に毎週使われるスポーツ団体との協議については、調整が非常に難しいことも想定されるのですが、交流の杜の体育館、あるいは小学校・中学校の体育館の利用で全体的に調整を図っていきたいと考えております。

○議長（高橋和雄君） 3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） 私が言っているのは、これから協議するのでなくて、事前にそういうものを整理する中で、きちっと工期を決めてやって執行していただきたいと、こういうことでございます。

○議長（高橋和雄君） 高桑教育次長。

○教育次長（高桑浩君） 具体的な協議、工期が決まらないと、どの部屋がいつからいつまで使えないということがわからないものですから、現在の段階ではまだ協議ができる段階ではないということです。



今後、今回業者が決まりましたら、工程表の提出をしていただいて、その工程表を見て、どの部屋がいつからいつまで使えない。

では、どの施設を使ってもらおうかという協議をする予定であります。

**○議長（高橋和雄君）** よろしいでしょうか。

5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 体育館が使えないということで、スポーツ団体、そのほかの団体がほかの施設を利用することによって、今まで使用していた利用料金でなくなることが、その団体によってはあると思うのですよね。

例えば、今まで利用料金が100円で済んでいたのが、違う施設に移ることによって高くなる場合も考えられますよね。

そういったときの利用料金はどうなるのでしょうか。

同じように配慮をされるのか、それとも、その団体がそのことによって違う場所に移って利用料金を払うとなるとその金額の差が出てきたときにはどのようなことになるのでしょうか。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** それぞれ施設ごとに利用料金条例で決まっておりますので、基本的には条例通りいただくことになると思いますけれども、そういったご意見も出るかもしれませんので、その利用の日にちの調整に併せて、ご意見を伺いたいと思っております。

現段階でまだ、どうするかということをお答えできる状況にはございません。

**○議長（高橋和雄君）** 5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** 実は私もそこの体育館を我々の団体というか趣味的なことでは毎週利用しているのですが、それが利用できないということで、先ほどの説明の中にありましたように、利用団体については、今後、利用の変更状況などの確認なり、それなりの説明をするというような案内が来ていますけれども、そこでもやはりきちっとそういう利用料金に対して、説明ができなければ、やはりそこがどこの施設を利用するかというそれぞれの団体が考えていくことになると思いますので、そこら辺しっかりとその説明するときまでに結論出しておかなければいけないのではないかと思いますので、その点よろしくをお願いします。

**○議長（高橋和雄君）** それでは、ほかの質問を受けたいと思います。

よろしいですか。

質疑がないようですので、質疑を終わらせていただきたいと思います。

議案第44号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第44号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

## ◎日程第 2 1 議案第 4 5 号 工事請負契約の締結について

○議長（高橋和雄君） 日程第 2 1、議案第 4 5 号、工事請負契約の締結についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、泉団地ストック改善工事を、平成 2 8 年 1 1 月 2 5 日までの工期で実施しようとするものであり、6 月 2 日に指名競争入札を行った結果、6, 2 2 0 万 8, 0 0 0 円でイチエイ山田建設株式会社が落札しましたので、工事請負契約を締結しようとするものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

併せて、議案関係資料 2 5 ページをお開き願います。

泉団地ストック改善工事は、6 社により入札を行いました。

落札業者は、イチエイ山田建設株式会社で、予定価格 6, 4 6 3 万 8, 0 0 0 円に対し、最低価格は 6, 2 2 0 万 8, 0 0 0 円で、落札率は 9 6. 2 4 % であります。

工事概要は、議案関係資料の記載の通り、泉団地 1 5 から 1 7 の 3 棟について、外壁屋根の塗装、ユニットバス設置、断熱、建具の改修などの内部居住性向上改善を行ってまいります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第 4 5 号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3 番黒田議員。

○3 番（黒田和弘君） これも工期ですけれども、以前に、当初予算のときかな、泉団地、高齢者の方々も結構入居されているということで、伺ったときに、完成してから移るのは高齢者だから非常に大変だったという声が私の耳にも結構入ってきておまして、工期を短くすべきだと、こんなことを議会で言ったことを私は覚えておるのですが、ちょっと調べますと、去年は 1 1 月 1 6 日、今回、1 1 月 2 5 日ということでさらに遅くなってきているのですけれども、そういったことで高齢者に対しての配慮というのですか、当然配慮していくことが私は正しいのではないのかなというふうに思うのですが、そういったことをこの契約、泉団地ストック改善工事ですか、1 1 月 2 5 日ということですが、今言ったような主旨を考慮されて入札執行したのかどうか。

そこら辺の経過についてお聞きをしたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 火山副村長。

○副村長（火山敏光君） 事前に出向きまして、それぞれ説明をさせていただいています。

中にはおっしゃるように、元の住宅に戻ると大変だということもありますから、1 回移動したらそのままそこにいていただくとか、そういう方法も事前に出向いて説明をしてお

りますので、その辺は何ら問題なく対処できるのかなというふうに思っています。

○議長（高橋和雄君） そのほか、質疑ございませんか。

よろしいですか。

質疑を終わりたいと思います。

議案第45号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第45号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第46号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について

◎日程第23 議案第47号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について

◎日程第24 議案第48号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○議長（高橋和雄君） 日程第22、議案第46号、北海道市町村総合事務組合規約の変更について、日程第23、議案第47号、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、日程第24、議案第48号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての3件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） ただいま、一括上程議題に供されました、提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、各組合の構成団体の変更に伴い、規約の一部を変更する必要が生じたため、地方自治法第286条第1項の規定により協議を行うため、提出するものであります。

詳細については担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定下さいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長（高橋和雄君） 補足説明を、阿部総務課長、お願いします。

○総務課長（阿部雅行君） 補足説明を申し上げます。

議案20ページ、北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約ですが、この事務組合は、市町村一部事務組合などの非常勤職員などの公務上の災害に対する損害補償に関する事務などを共同処理することを目的とした事務組合で、構成団体である北空知学校給食組合が平成27年11月末をもって解散したことに伴い、別表1及び別表2の項中から削るもので、この北海道市町村総合事務組合規約を変更することについて、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

続きまして、議案書22ページ、北海道市町村職員退職手当組合規約の変更する規約に

つきましては、先ほどと同様に、北空知学校給食組合の脱退に伴い、別表を変更することと、規約第1条、第3条、第5条の表中の一部表現の変更をすることにより改正するもので、同様に地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

続きまして、議案の26ページ、北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の一部を変更する規約ですが、同様に、北空知学校給食組合の脱退に伴い別表を変更することにより、地方自治法第286条第1項及び同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

なお、今回、この3件につきましては同じ理由により改正するものですが、北海道市町村職員退職手当組合の規約改正の手法がほかと違いまして、別表全て改めているのは、この別表の市町村間に読点を加えたことから、別表全てを改めたものです。

黒番号11番、議案関係資料26ページに規約の新旧対照表を記載しておりますので、ご覧いただきたいと思えます。

以上で補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第46号、議案第47号、議案第48号、この3件を一括して質疑を行いたいと思えます。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** ないようですので、質疑を終わらせていただきます。

議案第46号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第46号、北海道市町村総合事務組合格約の変更についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

議案第47号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第47号、北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

議案第48号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第48号、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

ちょうど12時になりますので、暫時休憩をしたいと思います。

1時から本会議再開をさせていただきたいと思いますので、暫時休憩をいたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後 1時00分

○議長(高橋和雄君) それでは午前中に引き続き、会議を開きたいと思えます。

◎日程第25 議案第49号 平成28年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第26 議案第50号 平成28年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第27 議案第51号 平成28年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第28 議案第52号 平成28年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第29 議案第53号 平成28年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第25、議案第49号、平成28年度中札内村一般会計補正予算について、日程第26、議案第50号、平成28年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算について、日程第27、議案第51号、平成28年度中札内村介護保険特別会計補正予算について、日程第28、議案第52号、平成28年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について、日程第29、議案第53号、平成28年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についての5件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いをいたします。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま一括上程議題に供されました、各会計補正予算の提案の趣旨についてご説明申し上げます。

はじめに、一般会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ784万2,000円を減額し、総額を44億9,495万8,000円に調整したものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額に、それぞれ140万4,000円を追加し、総額を6億1,470万4,000円に調整したもので

あります。

次に、介護保険特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ6万6,000円を減額し、総額を2億5,303万4,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ6万4,000円を減額し、総額を1億2,973万6,000円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入・歳出予算の総額から、それぞれ6万1,000円を減額し、総額を2億3,813万9,000円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議ご決定くださいますようお願い申し上げます。説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** それでは、補足説明を、最初に阿部総務課長、お願いします。

**○総務課長（阿部雅行君）** 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー6番、一般会計補正予算書の28ページをお開きください。

給与費明細書ですが、今回の補正の人件費について、4月の人事異動に伴う組替えと、とかち広域消防事務組合派遣に伴う減額などを行っております。

また、前ページの特別職、そして、この一般職共通で共済費を減額しておりますが、これは共済組合等負担率などの改正によるものです。

介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計、この三つの会計につきましても同様ですので、補足説明は省略させていただきます。

次に、村政執行状況報告にありました地方創生推進交付金を活用しようとする事業についてご説明申し上げます。

この地方創生推進交付金事業は、3月に提案した地方創生加速化交付金事業をより進化させ、先駆的な事業が対象となるもので、今後、国において事業の審査が行われますが、事業費の2分の1が助成されます。

今回拡充した村の魅力ブランド化事業は、村内の農畜産物を使った商品開発と高付加価値化を進め、村の魅力を伝える、選ばれるための情報を発信する動画の作成と、首都圏でのアンテナショップ実施に向けた調査旅費を追加します。

9ページをお開きください。

9ページの2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄、普通旅費30万円の追加と、11ページ、2項企画費、3目まちづくり推進費、説明欄、村の魅力発信PR映像制作委託200万円を追加し拡充しようとするものです。

次に、食と健康づくり事業は、地場産野菜を活用した食生活改善、七色献立プロジェクトを拡充するもので、大学と連携した地域の栄養診断や課題検証、食育サポーターの研修会などを実施しようとしています。

補正予算書では、16ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康づくり推進費、説明欄下段、講演会等講師謝礼26万円の追加、次の17ページ、健康づくり普及啓発用備品、これはミキサーの購入10万4,000円の追加、そして食と健康づくりサポーター支援事業交付金20万円の追加などが拡充しようとする事業でございます。

それでは、戻っていただきまして、再度9ページをお開きください。

歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に關係のある特定財源について、併せて説明いたしますので、歳入では同様の説明を省略させていただきます。

10ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄、退職手当組合負担金621万8,000円の減額は、負担率の変更と職員の派遣などにより減となったことによるものです。

11ページ、2項企画費、3目まちづくり推進費、説明欄中段、十勝コネクション事業負担金10万円の追加は、帯広市を中心とした広域連携の地方創生推進交付金活用予定事業で、これは十勝イノベーションプログラムをより進化させようとするもので、十勝の起業挑戦者の事業化を支援するために、多様な人材を巻き込む人的支援ネットワークを形成しようとしています。

次の六花の森せせらぎコンサート補助金（その2）300万円の追加は、当初、北海道市町村振興協会補助金を予定しておりましたが、地方創生加速化交付金を充当する事業につきましては対象とならないということから、一般財源を追加するものです。

12ページ、4項1目戸籍住民費、説明欄、個人番号カード等交付事務負担金95万7,000円の追加は、交付金の上限が再算定により引き上げられたことに伴い、カード発行に伴う負担金を追加するものです。

特定財源として、国補助金も同額追加しております。

16ページをお開きください。

4款衛生費、1項保健衛生費、4目健康づくり推進費、説明欄、嘱託保健士賃金134万5,000円の追加は、産休育休に係る代替保健士賃金6カ月分を計上しようとするものです。

24ページをお開きください。

10款教育費、2項学校給食共同調理場費、1目管理費、説明欄下段、調理員賃金280万6,000円の追加は、準職員1名の中途退職に伴う嘱託職員などの賃金を追加するものです。

戻りまして、歳入についてご説明いたします。

7ページをお開きください。

13款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、地方創生推進交付金315万円の追加は、先ほど説明いたしました拡充事業を含めた事業費の2分の1を交付金で見えております。

17款繰入金ですが、歳出に見合う額として、財政調整基金繰入金で1,207万3,000円を減額して調整しようとするものです。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** 次に、山崎住民課長、お願いします。

**○住民課長（山崎恵司君）** それでは補足して説明させていただきます。

黒ナンバー7番、国民健康保険特別会計補正予算書の7ページをお開きください。

1款総務費の1目一般管理費の説明欄、国民健康保険システム改修委託140万4,000円の追加ですが、これは国民健康保険制度の広域化に伴い導入を予定する国保事業費納付金等算定システムと、現行国民健康保険システムとのデータ連携のための改修で、特定財源として、6ページの国庫補助金、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金を同額追加しております。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

**○議長（高橋和雄君）** ほかの特別会計の部分については、人件費の関係ですので、説明は省略されました。

これで提案理由の説明を終わらせていただきたいと思います。

5件を一括して質疑を行いたいと思います。

質疑はございませんか。

2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** それでは一般会計補正予算について、何点か確認させていただきます。

予算書、黒ナンバー6の11ページ。

先ほど、総務課長の方から説明がありましたけれども、村の魅力発信PR映像制作委託ということなのですが、もう少し詳しく、どのような映像、動画を制作するお考えなのか。

また、こういったところにこの制作委託をするのか。

それは今後どのような予定なのか。

もしそのような方向が決まっていればご説明ください。

引き続き、16ページ、これも地方創生推進交付金に関する事業なのですが、健康づくり一般経費の講演会、七色献立づくり関連の講演会でしょうか。

これはこういった講演会、こういった講師を想定して進めるつもりなのか。

これも現段階でわかっているものがあればご説明ください。

あと、17ページ、食と健康づくりサポーター支援事業ということなのですが、食と健康づくりサポーター、こういった形で事業を進めていくのか。

その辺についてももう少し詳しい説明をお願いいたします。

もう1点、予算書23ページです。

学校教育振興費、こちらの教育行政執行方針で教育長からのお話もありましたけれども、新たに保護費ということで、新規に事業を予定されているようです。

保護者等が入院等で家を空けなければいけないということで、その保護費ということで支援を今回改めに設けられてということなのですが、どのような形での支援、具体的に想定されているのか、その辺もう少し詳しくご説明いただければというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 4点のご質問がございました。

阿部総務課長。

**○総務課長（阿部雅行君）** それでは私の方から1点目のPR映像についてご説明いたします。

どのようなものを制作するのかということなのですが、まず最初に、この推進交付金事業なのですが、これは複数年の事業でございまして、中札内村は3年間活用していこうと考えております。

その中で、この1点目のPR映像作成なのですが、まず、まちの魅力を伝える映像を作成しようとしています。

中札内村まちの紹介編といってもいいかなと思います。

四季折々の風景ですとか、あと、イベント等を紹介する観光スポット、グルメ情報など、総合的に伝えるまちの映像を考えております。

まだ詳細については深めていきたいと思いますが、今考えているのは、総合的にまちの魅力を伝えていく映像を考えております。



そして、どこに発注するのかということですが、これはまだこれから見積依頼等するのですが、これまでも中札内村の記録映像を保存している業者がありますので、そこら辺あたりが対象となってくるのかなと考えております。

また、この記録映像につきましては、動画は自治体にとってまちの魅力を伝えるのは非常にいいものでありますので、ホームページですとかいろんな形で使う予定でおります。

今年度は撮影、翌年度に制作という形を考えております。

**○議長（高橋和雄君）** 高島福祉課長。

**○福祉課長（高島啓至君）** 16ページの講演会の講師ですが、今のところ予定段階であります。野菜ソムリエと呼ばれる方を人選しまして、料理講習会を開催する予定です。

まだ名前までは決まっております。

あと、17ページ、食育サポーター支援事業交付金の関係ですが、これにつきましては、村の食育サポーターさんが任意で活動していただいているほかに、福祉課の事業等お手伝いをいただいているわけですが、こちらの方に、とりあえず今年度におきましては、野菜料理に関するレシピ集の作成準備、試作からどういうものかということ煮詰めていただく作業をやっていただくほか、今43名全員いるのですが、この方々の資質向上を図るために、独自に研修会等を開いていただく予定でおります。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** この事業、保護費を追加したのは、特に想定しておりますのが、母子あるいは父子でひとり親の家庭で、その保護者の方が入院などで家を空けなければならないときに、通学する範囲内に、例えば親戚がいらっしゃるのか、そういった場合については預かってもらえる可能性も高いのかもしれませんが、そういう環境にならない場合は、別な、例えば、児童相談所で預かっていただくとか、そういった対応をしなければならないということになります。

子どもの学習の遅れなどを回避するためには、できるだけお母さんあるいはお父さんが入院して不在の場合においても、通学できるような環境を整えてあげることが必要だと考えておまして、ただ、経済的に民間の施設に預けることが非常に困難な世帯もあるわけですし、そういった世帯において、この保護費として一定の支援をすることによって安心して子どもを預けられて、通常通り通学も可能になるということが期待できるということから、今回、補正予算でしたけれども、新たに扶助費の中に保護費を付け加えて支援しようと考えているところであります。

対象世帯は、要保護、準要保護世帯に該当する世帯を考えておまして、その中でも母子あるいは父子というひとり親の世帯を想定しているものでございます。

単価等については、今後、教育委員会として運用の方法を定めているわけですが、概ねその近隣の民間の施設に宿泊しますと、1泊2食で5,000円前後というふうに調査の結果わかりましたので、一人につき5,000円前後を支援することを想定しております。

**○議長（高橋和雄君）** 2番森田議員。

**○2番（森田匡彦君）** 先ほどのPR映像について伺います。

これまで中札内村の記録映像を撮影されている業者に頼むお考えだということなのですが、実はたまたま、昨日、自治体ごとにつくっているビデオを、それをホームページにアップして見ていただくというような企画、それに専門家が、実はいわゆるプロモー

ションのプロがつくらないと、せっかくの映像が実は見ていただけない。

要するに、単なる記録映像的なものだと、やはり視聴者に伝わらないというか、視聴者の視聴意欲を喚起しないという問題が、昨日たまたま民放のテレビ局であって、そこにストーリー性だとか、バラエティ番組でしたので、例えばプロの作家が脚本書いたりだとか、プロの女優さんが出たりとか、そういったことで視聴率を向上しているというような取組みの番組ではあったのですけれども、やはり、それを見ていて、本当にきちんと見たいと思わせるようなそういった本当にプロの視点、プロモーションの視点をきちんと入れた映像にしないと、せっかくつくったものが何箇月もほとんど視聴者がいない。

放置されて誰にも知られずにそのまま淡々をアップされているというようなことにもなりかねませんので、その辺、記録映像をつくるのと、やはり視聴者が見たいと思わせるような映像をつくるというのは、やはりちょっと違うということがありますので、その辺、その業者さんもそのノウハウがあれば全然問題はないのですけれども、そういうことに不安があるのであれば、いわゆる見せる映像、そういった視点を持って、業者も例えば加えて魅力向上を図るべきではないかなというふうに考えます。

それについてのお考えをお願いいたします。

もう一つ、七色献立プロジェクトの関係なのですけれども、野菜ソムリエの方に講師を依頼して講習会開くというような考え。

そして、サポーターの方々はレシピ集を作成されるということなのですけれども、例えば、この講習会をお願いする野菜ソムリエの方に、レシピ集にも例えばかかわっていただくとか、そうすると外部のプロのアイデア、そういったものをうまく、予算的なものもあるので難しいのかもしれないのですけれども、よりやろうとしていることを村民の方々にもっともっと活用していただくとか、気持ちに訴えるようなそんな取組みでぜひ進化させていただきたいなと思いますので、そういった考え方について、ご説明よろしくお願ひします。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） PR映像の件についてご説明いたします。

村が作成しようというのは当然ウェブ上に発信して、広く多くの方に見てもらおうというのは当然想定しております。

それは当然魅力的なものをつくらなければならないと思います。

ただ、今回、予算化してつくろうとするのは、あくまで長編ではなくて短編ものをつくらうとしておりますので、予算的な制約等もございますので、先ほどおっしゃったのはこれまでの記録を保存しているメーカーも一つの案だということを申しました。

ただそこが確定だということではなくて、今議員おっしゃったようないろいろな今映像会社がありますので、そこら辺が当然入った中で、私どもが選んでいきたいというふうに考えております。

まだ確定ではございません。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 先ほど若干説明漏れました。

この事業については3カ年かけて実施する事業となっております。

レシピ集の作成につきましては、具体的には次年度、今年度は下準備という形です。

今段階では、実を言いますと計画をつくったばかりでありまして、具体的な中身は今後詰めていきたいと思っておりますので、今いただいたご意見、参考にさせていただきたいと

思います。

○議長（高橋和雄君） 2番森田議員。

○2番（森田匡彦君） 今の説明で了解しました。

あと、先ほどの教育委員会の保護費の関係なのですが、非常にそういった、一般質問でもちょっとその辺の関係のこと質問しようと思っているのですが、今回、困っている世帯がいるというのは私も聞いていて、今回、非常に迅速な対応をされて、6月の議案に載せてくるというのはちょっと正直驚いたスピードだったというか、非常にスピーディーな対応で、ちょっと僭越ですけど感心しているところなのですが、ぜひ、そういった形で柔軟に困った方々がいれば対応するような、迅速なスピーディーな取組み、今後も期待したいと思います。

子どもたちの支援というのは非常に重要ですので、ぜひ、運営方法を早急に固めて、うまく運用していただければなというふうに考えております。

○議長（高橋和雄君） ご意見としてお聞きしておきたいというふうに思います。

そのほか、ご質問あれば。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） それでは何点かお願いしたいわけですが、7ページの地方創生推進交付金ということで315万円を新規に追加しているわけです。

これは初めての項目で、いわゆる国の宣伝としては、地方創生ということでかなりPRしていたものですから、このぐらいの金額なのかなという気がするのですが、先ほどの説明からいくと、一部採択になったということなのですが、非常に期待もしたいのですが、まだわからないでしょうけども、どのぐらいの最終的に額で、いつごろこちら辺の確定の時期が来るのかなということをお聞きしたいというふうに思います。

28年度の資料を見ますと、地方創生関連予算ということでかなりの額を要望しているというふうに思うのですが、そこら辺の情勢について説明をいただきたいというふうに思います。

それから、11ページのこの地方創生の関係ですが、六花の森せせらぎコンサート補助金ということで、これも平成27年度の繰越明許の3月補正で600万円ですか、森山良子、夏川りみが来てということで、これも広域事業なのかな。

それで共同してやると思うのですが、かなり5割増しの補正をしているのですが、そこら辺の内容についてお伺いをしたいというふうに思います。

それから、24ページの学校給食調理場の需用費ですか、42万2,000円ということで大きく追加をしているわけですが、この内容について教えていただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） まず私の方から推進交付金についてご説明いたします。

推進交付金歳入315万円ですが、拡充事業以外に既存の事業もこれに充当しますので、補正予算書では拡充した事業が出てくると思いますけども、既存の予算もございますので、既存の予算も今説明した方が、より議員にとってわかりやすいかなと思いますので、簡単に説明いたします。

補正予算に出てくる拡充した事業以外、小規模起業支援補助金、これも推進交付金の方に充当してございます。

それで、2分の1助成ですので315万円になります。

ただし、この地方創生推進交付金ですけれども、6月の今事前申請を行って、本申請がこれからになります。

そして、実際に決定になるのは7月に入るとお思いますので、まだ確定という段階にはなっておりません。

次に、せせらぎコンサートの関係ですけれども、先ほどの私の説明で、当初、この300万円につきましては北海道振興協会の300万円を充当いたしますという形で充当する予定だったのが、加速化交付金の補助金とダブルの助成はいけませんよということで、その北海道振興協会の方の補助分を村の一般会計から持ってきて、このせせらぎコンサートを実行していくという形になりますので、事業費自体は前と変わらない予定でございます。

北海道振興協会の300万円に変わって、村の方が300万円出すという形です。

私の方からは以上です。

**○議長（高橋和雄君）** 高桑教育次長。

**○教育次長（高桑浩君）** 修繕料の追加につきましては、電話設備の故障による取替修繕を今回補正で追加したものでございます。

交換機と電話機本体でございます。

**○議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 推進交付金、先ほどもちょっとお聞きしたのですけれども、315万円ということなのですが、国のPRとしてはこういうぐらいの交付金でなくて、もっと多くの額が、結果的にはいろんなものが対象になって交付金として入ってくるのかなというふうにちょっと想定していたのですが、今の話を聞くと、7月に確定はするのだけど、この額ぐらいだということではちょっと聞こえるのですけれども、そうすると、多少の増減はあるのでしょうか、かなり額がこれから付くなんていうことは期待されないという理解に達した方がいいということですか。

そこら辺わかりやすく説明をしていただきたいというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 火山副村長。

**○副村長（火山敏光君）** 3月のときにも申し上げましたけれども、今回も同じなのですが、どんどんその事業の事前のヒアリングみたいなやつがあって、職員を行かせるのですけれども、いわゆるKPI、数値目標ですとか、そういうことが当初より随分と厳しくなっています。

主はやっぱり広域連携事業ですとかそういうのがメインになりますので、今回お出しさせていただいているのも、ハードルとしてはかなり高く、やり取りを何回も何回もやっています。

それで単独で何かこれをやりたいからってボツと出しても、それがその実際地域の、例えば人づくりであれば、ではそれは人づくりだけではなくて、実際に雇用だとか、あるいは製品の新たな開発だとか、具体的なものが見えないと、大体事業はほとんど却下になるという可能性の方が非常に高いわけです。

今回、その七色献立がなぜ入ったかという、北大と連携をして、いわゆる糖尿病を減らす効果が果たして、七色でどれだけの効果が出て、実際にそういう予備軍がどういうふうになっていくのかだとか、そういう検証がくっついていることによって、逆に言うと、それだけクリアする要素が高くなっているという、非常にその辺の組み立てが難しいという状態で、できればこちらも、例えば、道の駅の魅力向上でいろんなことを今取組もうとしているわけですから、何とかそういうのを持っていきたいかと思うのですが、これは簡

単に、ただお客さんが増えただけでは全然話になりませんので。

そういった中で何とか知恵を出しながら、今総体の事業では650万円弱なのですが、この2分の1でも、今一生懸命やり取りをして、向こうからそれぞれの項目の中で、ここがもっと改善すれとか、もっと具体的に見えるものを出せとかというふうに注文が来ていますから、何とかそれをクリアしながら、少しでも制度をうまく使いたいというふうにやっておりますけれども、非常にハードルが高くなってきているということだけちょっとご説明をさせていただきたいと思います。

**○議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 今の副村長からの答弁を聞きますと、かなり厳しく努力もされているのかなというふうに理解をしますので、十勝18町村ですか、結果としてあるのですが、もっと努力することによってかなりの額の交付金が、結果として来ている場合もあるのかなというふうに思ったりするものですから、今の説明聞くと、かなりそんなものは期待できないということですから、あまり私も期待はしないのですが、努力しているようでも、さらに努力することによってうん千万円の形が出る可能性もないわけでないのかなというような気がするものですから、再度伺いました。

**○議長（高橋和雄君）** そのほか。

5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** それでは何点かご質問させていただきます。

最初に、12ページに個人番号カード交付金のことが、事業について出ていますけれども、この今の中札内の個人番号の発行状況、一人ひとりに個人番号がそれぞれ郵送で送られてわかったと思います。

それをもとに個人番号カードが発行されてきたかと思うのですが、そこら辺の発行状況がどれぐらいなのかというようなことを伺います。

そして、個人番号を持っていた方がいいのかどうかということでもたまたま聞かれることあるのですよね。

個人番号のカードをつくった方がいいのかどうかということが聞かれることがあるのですが、それを利用する場所というのはあまりないのかなというふうに思ったりするので、どう答えていいのかわからないということなので、そういう今の私が質問される状況の中で、皆の発行状況がどうなのか、この辺ちょっとお知らせいただければと思います。

その次に、16ページに妊産婦健診等の交通費ということで、今回39万5,000円ほどありますけれども、これは妊産婦に対して交通費を支払うということの事業になったのか。

この場合は、妊産婦については14回の健診の回数があるかと思うのですが、今までは交通費などは支払っていなかったのかなというふうに思いますけれども、それが新たに交通費を支払うということになったのかどうか。

その点についてお願いします。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎住民課長。

**○住民課長（山崎恵司君）** マイナンバーカード、個人番号カードですが、その交付状況です。

マイナンバーカードの交付は、28年、今年の1月から交付が始まっていますが、現在まで、6月2日現在の押さえですが、239通の個人番号カードが市町村の方に届いてい

ます。

そのうち市町村から通知を出して、実際窓口に来られて交付を受けた枚数が169通という状況です。

少ないように感じますけれども、そのうち交付を受けた後に転出をされたとか死亡されたとか、そういった部分がこの中には含まさっていますので、実質的には二百数通が交付の対象で、そのうち169通ぐらいが交付済みと、そういうような発行数になっております。

**○議長（高橋和雄君）** 高島福祉課長。

**○福祉課長（高島啓至君）** 先ほどのご質問ですけれども、昨年度まで北海道において離島に住む方に対して助成する制度がありました。

これが今年の4月1日から拡充といいますか、拡大されまして、フェリー以外にもある程度の一定の距離を置いたところに対して助成をしますという制度ができました。

ただし、それは市町村がやらないと助成しませんよという制度なので、今回改めて挙げさせていただくものなのですが、道の基準では、片道が25キロメートル以上、この範囲に該当するので、今回新規で挙げさせていただくものになっております。

**○議長（高橋和雄君）** カードを持った方がいいとか悪いとかというのは後で個人的に聞いていただければなというふうに思います。

よろしいですか。

5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** そのカードの発行で自分の手元に来るまでどれぐらいの日数がかかっているのかということをお聞きしたいので教えていただければと思います。

それと、あとは先ほどの妊婦の交通費の助成、説明によると25キロメートル以上ということは、帯広まで通う人も対象になりますね。

そうすると、これに対しては、金額的に固定された支払いになるのか。

それとも、例えば車で健診に行くときとかバスを利用するとか、それぞれ個人で交通費がかかるかあるかと思っておりますけれども、どういう基準で支払いをされるのか。

そこら辺もう一度お願いします。

**○議長（高橋和雄君）** 山崎住民課長。

**○住民課長（山崎恵司君）** 当初1月交付を始めた段階では約2カ月以上、カードが出来上がってくるまでかかっていました。

それは全国一斉に始まっていますから、当初はそういうふうにして集中するのだろうというふうには思っていました。

今現在は、申請から1カ月弱ぐらいで大体カードは交付されるような状況になってきています。

ただし、最終的には送った写真が光っていたりだとか、そういったことで差し戻しになっているケースもあるようなので、一概に一律1カ月というふうには言うことはできませんが、問題がなければ大体1カ月程度で役場の方にカードが届くという状況になっているようでございます。

**○議長（高橋和雄君）** 高島福祉課長。

**○福祉課長（高島啓至君）** 先ほどの交通費の基準ですけれども、北海道の基準がございまして、該当しない部分はちょっと説明を控えさせていただきますが、25キロメートル以

上50キロメートルまで、片道が715円という単価で、これの往復分1,430円ですか。

この基準単価をうちの村についても引用させていただいて、1回当たり定額でという形にさせていただいております。

十勝バス自体が中札内の市街地から中心部まで行くのは1,480円ですので若干少ないのですが、妥当な金額かなという判断をさせていただいて、ただし、道の方から来る補助金については、この金額の3分の1です。

うちの村につきましては3分の2を全額負担するという形で取進めております。

道の方向性から言いますと、それぞれが3分の1ずつ負担するという仕組みで、その事業をやることにに対して3分の1を村に対して補てんしていただけるということなのですが、中札内については、妊産婦が負担する分の負担を、全てさせていただくという考え方でございます。

健診も同じなのですが、産前の妊婦健診14回、これは人によって若干回数異なるかと思いますが、この助成事業に対しては、産前は14回、出産時1回、産後1回、計16回、1,430円の16回分、償還払いという形で、申請に基づいてお支払いするという形でやらせていただこうかなと思っています。

○議長（高橋和雄君） 5番男澤議員。

○5番（男澤秋子君） そうしますと、例えば、車で行こうとバスで行こうと何で行こうとこの基準の支払いをするということの理解でよろしいでしょうか。

その確認だけです。

○議長（高橋和雄君） 高島福祉課長。

○福祉課長（高島啓至君） 病院によっても、実際バス代に換算するとかなり格差が出ますので、範囲が25キロメートルから50キロメートルという範囲で道が指定しておりますので、村においてもこの基準の定額で、バスで行こうが自家用車で行こうが、一律してこの金額で出すという仕組みにさせていただく予定です。

○議長（高橋和雄君） そのほか、ご質問ございませんか。

よろしいですか。

質問がないようですので、これで質疑を終わらせていただきます。

一つずつ討論をさせていただきます。

議案第49号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第49号、平成28年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

議案第50号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第50号、平成28年度中札内村国民健康保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号は、原案のとおり可決されました。

議案第51号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第51号、平成28年度中札内村介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号は、原案のとおり可決されました。

議案第52号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第52号、平成28年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号は、原案のとおり可決されました。

議案第53号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第53号、平成28年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は、原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終了しました。



6月14日まで休会とし、本日はこれで散会といたします。

散会 午後 1時52分